

処 分 基 準

平成27年 6 月 1 日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第58条の 5 第 2 項
処 分 の 概 要	過積載車両の運転の要求等の禁止の措置命令
原 権 者	警察署長
法 令 の 定 め	<p>警察署長は、<u>前項の規定</u>に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が反復して同項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該行為をした者に対し、同項の規定に違反する行為をしてはならない旨を命ずることができる。</p> <p>※ <u>前項の規定</u>（第58条の 5 第 1 項） 第75条第 1 項に規定する使用者等以外の者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車両の運転者に対し、過積載をして車両を運転することを要求すること。 2 車両の運転者に対し、当該車両への積載が過積載となるとの情を知りながら、第57条第 1 項の制限に係る重量を超える積載物を当該車両に積載をさせるため売り渡し、又は当該積載物を引き渡すこと。
処 分 基 準	
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課取締指導係（048-832-0110）
備 考	<p>道路交通法施行細則第 8 条の 3 法第58条の 5 第 2 項の規定による命令は、別記様式第 4 の 3 の命令書を交付して行うものとする。</p>